

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和7年3月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県営住宅管理業務
②事務の概要	番号法第19条第8号(別表)に基づき、公営住宅入居申込者に対する資格審査や家賃決定等、公営住宅法及び高知県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく公営住宅の管理に必要な事務を行う。
③システムの名称	県営住宅管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
県営住宅入居者等情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第9条第1項別表 項番27 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(別表における情報提供の根拠) ・情報提供ネットワークを利用した情報提供は行わない。 (別表における情報照会の根拠) 1 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 ・第19条第8号 別表 項番42 2 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 ・第2条 表 第53項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	土木部住宅課
②所属長の役職名	住宅課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高知県総務部法務文書課(個人情報コーナー) 780-8570 高知県高知市丸の内1丁目2番20号 088-823-9156
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高知県土木部住宅課 780-8570 高知県高知市丸の内1丁目2番20号 088-823-9855
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底をしており、住基ネットのみでのマイナンバー照会を行っていない。 また、公営住宅の管理に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面でも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	入居者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。また、管理等についても専用線を用いた県営住宅管理システム上で行っており、入居者が同意・申請し登録したうえで対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。さらに、システム上あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクは「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年10月17日	Ⅱ しきい値判断項目 1 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和6年10月17日	Ⅱ しきい値判断項目 2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	保護評価の再実施のため
令和6年10月17日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	(項目新設)	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和6年10月17日	Ⅳ リスク対策 8 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か 判断の根拠	(項目新設)	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底をしており、住基ネットのみでのマイナンバー照会を行っていない。 また、公営住宅の管理に関する事務では、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面でも複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	様式の変更によるもの
令和6年10月17日	Ⅳ リスク対策 11 最も優先度が高いと考えられる対策 最も優先度が高いと考えられる対策	(項目新設)	1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	様式の変更によるもの
令和6年10月17日	Ⅳ リスク対策 12 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	(項目新設)	十分である	事後	様式の変更によるもの
令和6年10月17日	Ⅳ リスク対策 13 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】 判断の根拠	(項目新設)	入居者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。 また、管理等についても専用線を用いた県営住宅管理システム上で行っており、入居者が同意・申請し登録したうえで対象者の情報を入手できるシステムとなっているため、対象者以外の情報を入手することはない。さらに、システム上あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクは「十分である」と考えられる。	事後	様式の変更によるもの